

ご契約のしおり

最終改定 平成 24 年 4 月 1 日
北海道火災共済協同組合

I ご契約に関する重要な事項について

ご契約に関する重要な事項のうち、主にご契約後にご留意いただきたい事項をまとめておりますのでご確認ください。なお、ご契約に際して、特に重要な事項につきましては、『重要事項説明書』をご参照ください。

1 ご契約の基本的取り決め事項について

ご契約の内容は、普通火災共済普通共済約款および特約により定められます。

総合火災共済普通共済約款	普通火災共済契約の内容を定めたものです。
総合火災共済新価共済特約	新価共済特約を締結した場合、その特約の内容を定めたものです。
共済掛金口座振替特約	共済掛金の支払を口座振替（自振）で行う場合の内容を定めたものです。

2 共済契約証書の内容をご確認ください

共済契約証書（共済契約継続証）は証書記載内容をご確認のうえ大切に保管ください。万一、証書の記載内容がお申込内容や契約のご意向と違う場合は、直ちに取扱地方委員または当組合までご連絡ください。ご確認に際しては、特に下表の事項をお確かめください。なお、下表の★印が付された事項は「告知事項」といい、申込書に記載した内容が事実と違う場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

	① ご契約者の住所・氏名
	② 共済の対象（ご契約の建物、家財、商品、什器備品など）
★	③ 共済の対象の所在地と被共済者(所有者)
★	④ 建物の構造・用法・面積、建物内で行なう職・作業、作業規模
	⑤ 共済金額（ご契約金額）と共済の対象の評価額
	⑥ 補償の内容（総合火災・普通火災、新価特約）
	⑦ 共済期間、払込方法

3 ご契約後に内容を変更されたいときは(通知義務等)

(1) ご契約者または被共済者には、ご契約後に次の事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合までご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合や追加共済掛金が必要となるご契約内容の変更で追加共済掛金のお支払いがない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、証書に★が付された次の事項が通知事項ですので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

- ① 移転などで共済の対象の所在地を変更した場合
- ② 被共済者を変更した場合
- ③ 改築などで建物の構造（柱・外壁・屋根）・用法を変更した場合
- ④ 増築・一部取り壊しなどで建物の面積に変更があった場合
- ⑤ 建物内の職作業に変更があった場合
- ⑥ 作業規模を変更した場合

※上表の「建物」とは、共済の対象となる建物または共済の対象を収容する建物をいいます。

(2) (1)の通知事項をご連絡いただく場合において、次に該当するときは、ご契約の引受範囲外となるため、共済期間の途中であってもご契約を解除させていただくことがあります。

- ① 共済の対象の所在地が道外となった場合
- ② 変更後の作業規模が次のいずれかに該当する場合
動力設備：合計50kw 以上、電力設備：合計100kw 以上、作業人員：常時50人以上

- (3) 通知事項ではありませんが、ご契約締結後、次に掲げる事実が発生する場合は、ご契約内容の変更手続きが必要です。取扱地方委員または当組合にご連絡ください。

①「遅滞なく」 ご連絡いただく事項	(ア) 共済の対象を売却・譲渡した場合 (イ) ご契約者の住所または通知先を変更した場合 (ウ) ご契約後、共済の対象の価額が著しく減少した場合
②「あらかじめ」 ご連絡いただく事項	(エ) (ア) の場合で、共済契約上の権利・義務を併せて譲受人に移転し、ご契約の継続を希望する場合 (オ) 上記(ア)～(エ)以外の変更を行う場合

4 ご契約の解約手続と解約返戻金について

- (1) 契約をご解約される場合は、すみやかに取扱地方委員または当組合までご連絡ください。組合所定の書類と共済契約証書（共済契約継続証）のご提出により解約手続をさせていただきます。
- (2) 原則、次の金額を解約返戻金として返還いたします。
- 解約返戻金＝既収掛金－既経過期間分の共済掛金（解約届出日の属する月までの月割計算）
- (3) 解約の条件、共済掛金のお支払い状況、事故発生の有無等の条件によっては、当組合の定める規定により未払共済掛金をご請求させていただくことがありますのでご注意ください。
- (4) 質権が設定されている契約は、質権者による「質権消滅通知書」のご提出がなければ解約できません。

5 ご契約の終期と自動継続更新について

- (1) ご契約の終期は、いつご契約されても、当該年度末の3月31日午後12時となります。
- (2) 次年度以降のご契約は、次に掲げる場合を除き、4月1日午前0時に継続更新前と同一の内容で自動継続更新されます。この場合の共済期間は1年です。
- ① ご契約者から契約終期の14日前までに解約等のお申出があった場合
 - ② 当組合からご契約者に契約を継続しない旨を通知した場合

6 満期返戻金の取扱いについて

共済期間中に収受した共済掛金(除く総合火災共済の加算掛金)に基づき、組合所定の方法で計算した満期返戻金を次のとおりご契約者に返還します。

- (1) 自動継続更新したご契約の満期返戻金は、原則、次年度の共済掛金(加算掛金を一括優先)に充当されます。従って、更新年度の共済掛金は、年額共済掛金から満期返戻金を差し引いた金額をご請求させていただきます。
- (2) 共済期間中にご契約を解約された場合や継続更新しない場合の満期返戻金は、ご契約者の請求に基づき次年度に返還します。
- ⇒実際の額は、決算後に送付する「精算書」にてご確認ください。

7 共済掛金の払込みについて

- (1) 年額共済掛金は、原則、一時払または分割払（2ヵ月分）をご選択いただきお支払いください。
- (2) 払込方法は、口座振替（自振）と組合所定の払込用紙を道内金融機関（含む郵便局）の窓口で払い込む方法などがあります。

8 分割共済掛金は期日までに払い込みください

- (1) 初回共済掛金を除く第2回目以降の共済掛金は、所定の払込期日（月単位の共済期間に属する月の10日）までにお支払いください。払込期日の翌月10日を過ぎても分割共済掛金のご入金がない場合には、共済掛金の払込遅滞中に起きた事故による損害に対しては共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

- (2) 分割払の場合で、共済金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の共済掛金の払込みをお願いする場合があります。

9 口座振替等(自振)の振替日について

- (1) 口座振替(自振)による共済掛金の払込方法を選択した場合の振替日は、原則、5月10日、6月以降は偶数月(6、8、10、12、2月)の10日です。ただし、金融機関等が休業日の場合はその前営業日が振替日となります。
- (2) 上記の振替日に振替不能となった場合は、その月の24日(金融機関等が休業日の場合はその前営業日)に再度振替をします。
- (3) 質権設定付契約等の場合は、上記5月10日分を4月10日に自振させていただきますのでご了承ください。

10 万一、事故が発生した場合の手続について

■ 事故が起こった場合の当組合への通知等

- (1) 万一、火災等の事故が起こった場合は、遅滞なく取扱地方委員または当組合までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- (2) ご契約と補償が重複する他の共済契約や保険契約がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

■ 共済金の請求に必要な書類等について

- (1) 被共済者が共済金のご請求を行う場合は、次表の書類のうち当組合が求める書類をご提出していただきます。なお、事故の内容や損害等必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

共済金のご請求に必要な書類	必要書類の具体例
① 共済金請求の意思確認を行う書類	当組合所定の共済金請求書
② 共済金請求権者を確認する書類	戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票
③ 事故日時、事故原因・状況を確認する書類	罹災証明書、事故状況説明書、修理業者報告書
④ 共済の対象の価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、棚卸台帳、凶面、仕様書
⑤ 損害や費用の額、損害の程度・範囲を確認する書類	修理見積書、請求書、領収書、復旧通知書、写真、診断書
⑥ 共済の対象の所有者を確認する書類	登記簿謄本、固定資産税台帳、売買契約書、登記事項証明書
⑦ 当組合が事故または損害の調査を行うために必要な書類	当組合所定の同意書
⑧ ご契約に質権が設定されている場合に必要な書類	質権者の承諾書

- (2) ご提出された書類について、正当な理由なく事実と異なることを記載された場合や偽造・変造があった場合は、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

■ 共済金のお支払時期

当組合は、上記の「共済金の請求に必要な書類等」に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて、共済金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、当組合は確認が必要な事項やその確認を終える時期を通知し、約款等に定める日数までお支払いまでの期間を延長することがあります。

■ 共済金請求権の時効

共済金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

■ 共済金支払後の共済契約

損害共済金または水害共済金のお支払額が1回の事故で、共済金額(※)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、共済金のお支払いが何回あっても共済金額は減額されずに満期日まで有効です。

※共済金額が時価額や再調達価額を超えるときは時価額や再調達価額を限度とします。

11 代理請求制度について

この共済では、被共済者が高度障害状態等の事情により共済金を請求できない場合で、かつ、被共済者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被共済者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により申請いただき、当組合の承認を得ることで、被共済者の代理請求人として共済金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも共済に加入していること、および加入している共済の内容(共済団体名、共済金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

12 その他のご留意事項

- (1) 質権設定の証書・継続証は質権者に送付しますのでご了承ください。ご契約者には写しを送付させていただきます。
- (2) 当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、その損失金を積立金・準備金等で補填することができない場合は、総代会の決議を経て、共済金を削減し、または共済掛金の追徴を行うことがあります。
- (3) この共済は、当組合と全日本火災共済協同組合連合会（以下「日火連」といいます。）が共同して事業を行っております。共済契約上の責任は、当組合と日火連が連帯して負います。万一、当組合が経営困難等により当事者の地位を失った場合は、日火連が共済責任の補償を継続します。

13 共済に関する苦情・ご相談等のお問い合わせ先

■ 共済に関する苦情・ご相談の受付窓口

ご満足いただけるサービスを提供できるよう、次の窓口において、苦情・ご相談を受け付けております。お気軽にお申し出ください。

北海道火災共済協同組合	☎ 011-231-1322
-------------	----------------

■ 当組合との間で問題を解決できない場合のお問い合わせ先

全日本火災共済協同組合連合会 火災共済相談受付センター（東京）	☎ 0120-562-630
------------------------------------	----------------

[受付時間] 平日9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除きます）

■ 上記でも問題を解決できない場合のお問い合わせ先

当組合、全日本火災共済協同組合連合会との間で問題解決できない場合は、下記にご相談いただくこともできます。紛争解決機関として中立・公正な立場から苦情・紛争の解決支援を行います。

(社)日本共済協会 共済相談所	☎ 03-5368-5757
-----------------	----------------

[受付時間] 平日9:00～17:00

(平日12:00～13:00、土日祝日、12/29～1/3を除きます)

II 個人情報の取扱いについて

※当組合ホームページ『個人情報の取扱い』をご参照ください。